

高校生交換留学促進事業実施要綱

(平成11年3月31日教育長決定)

(平成13年3月30日一部改正)

(平成17年3月10日一部改正)

(平成22年3月17日一部改正)

(平成30年3月29日一部改正)

(令和元年7月9日一部改正)

1 目的

北海道と海外の高校生を交換留学させ、相互に異文化を体験することにより、国際的視野を持った青少年を育成し、あわせて、道・州間の友好と親善に資するものとする。

2 実施主体

北海道教育委員会及び海外の教育担当行政機関

3 事業の内容

北海道から派遣する留学生は、原則として、別に定める期間、交換として北海道に受け入れることとなる海外の教育担当行政機関が選考した留学生の家庭にホームステイしながら、あらかじめ指定された高等学校に通学し、授業及び学校行事に参加する。

4 留学の条件

(1) 北海道から派遣する生徒の在籍する高等学校は、原則として、上記3の期間、海外からの留学生を受け入れるものとする。

(2) 北海道から派遣する生徒の家庭は、原則として、上記3の期間、海外からの留学生をホームステイさせるものとする。

5 留学生の募集及び決定

北海道教育委員会は、別に定める選考要領により、派遣候補者を選考し、さらに、海外の教育担当行政機関と協議・調整をした上で留学生を決定する。

6 事前研修会

北海道教育委員会は、北海道から派遣する生徒等を対象に、交換留学に必要な知識を修得させるため、事前研修会を行う。

7 保護者に対する補助

北海道教育委員会は、別に定める補助金交付要綱に基づき、予算の範囲内で補助する。

8 その他

この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 元 年 7 月 9 日から適用する。